

令和8年

足立区選挙管理委員会
第1回定例会会議要録

- 1) 開会年月日 令和8年1月5日(月)
- 2) 会議時間 午前11時00分～午前11時40分
- 3) 場 所 足立区役所南館6階 選挙管理委員会室
- 4) 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 委員 長 | 針 谷 幹 夫 |
| 委員長職務代理者 | 新 井 英 生 |
| 委 員 | 古 野 香 織 |
| 委 員 | 芦 川 武 雄 |
- 5) 事務局職員
- | | |
|------------------|---------|
| 事務局 長 | 依 田 保 之 |
| 管理係 長 | 伊 藤 寛 之 |
| 選挙係 長 | 松 田 直 剛 |
| システム標準化
担当係 長 | 高 城 直 人 |
| 管理係 主査 | 下 山 洋 史 |
| 選挙係 主査 | 阿 部 雅 弘 |
- 6) 傍 聴 者 0名

7) 会議要録

- 委員長 それでは、第1回選挙管理委員会定例会を開会します。
はじめに、議案第1号『在外選挙人名簿の登録について』を議題といたします。事務局より説明を求めます。
- 事務局長 議案第1号『在外選挙人名簿の登録について』説明。
- 委員長 この件について、質問はありますか。
- 全委員 ありません。
- 委員長 ないようですので、採決いたします。第1号議案について、原案通り認める方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 委員長 挙手全員であります。よって本議案は原案のとおり可決いたしました。
続いて、議案第2号『令和8年3月の選挙人名簿登録日について』事務局より説明を求めます。
- 事務局長 議案第2号『令和8年3月の選挙人名簿登録日について』説明。
- 委員長 このことについて、質問はありますか。
- 全委員 ありません。
- 委員長 ないようですので、採決いたします。第2号議案について、原案通り認める方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 委員長 挙手全員であります。よって本議案は原案のとおり可決いたしました。
続いて、議案第3号『選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱の改正について』事務局より説明を求めます。
- 事務局長 議案第3号『選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱の改正について』説明。
- 委員長 このことについて、質問はありますか。
- 委員長 先日の委員会で、一年間の閲覧状況の報告があったと思いますが、去年

どの程度申請があったのでしょうか。

事務局長 閲覧に来た方が何名閲覧したか記録がありませんが、衆議院議員選挙の立候補予定者の場合、東京13区の方であれば東京29区は閲覧できません。

ただし、区議会議員選挙立候補予定者の場合は足立区全域を閲覧できるため、時間をかけて閲覧したいと申請があった場合は、足立区全域が閲覧できるようになっています。

管理係長 昨年の閲覧件数ですが、政治活動に関するものが53件、調査研究が12件で、合計65件でした。

選挙係主査 お配りした資料の申出書の宛名が「足立区選挙管理委員会委員長様」となっていますが、「様」は不要なため削除いたします。

事務局長 省令で示された案には「様」がついていますが、足立区は区長にも様はつけておりません。

委員長 他に質問はないようですので、採決いたします。第3号議案について、認める方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員であります。よって本議案は原案のとおり可決いたしました。続いて、報告第1号『会議等の日程について』事務局より説明を求めます。

管理係長 報告第1号『会議等の日程について』説明。

委員長 このことについて、質問はありますか。

全委員 ありません。

委員長 ないようですので、その他、何かございますか。

事務局長 『継続した投票に繋げるための啓発について』説明。

委員長 このことについて、質問はありますか。

職務代理者 選挙パスポートですが、実施している自治体は投票5回目、10回目などの区切りで物を渡すなどの取り組みをしていますか。

- 管理係主査 選挙パスポートを実施している岐阜県関市、山口県宇部市はお品物を渡していません。あくまで自分の記録用として見返せるものになります。
- 職務代理者 物品を渡すことが問題にならないようであれば、そういった取り組みをしないと続かないのではないのでしょうか。
- 管理係主査 選挙割もそうですが、自治体が物品を渡して投票を促すのは好ましくないことになっています。
- 職務代理者 賞状を渡す程度であれば問題ないのではないのでしょうか。
- 事務局長 総務省はいずれの金品も渡すことは好ましくないという立場です。ただし、独自の投票済証を作成している自治体は多いです。個別の判断は各自自治体の選管が決めています。
- 職務代理者 各自自治体に裁量があるのであれば、投票済証、選挙パスポート、親子連れ投票記念証の3つすべてを含めたものを作成してはいかがでしょうか。
- 事務局長 選挙パスポートは選挙のたびにスタンプを変えていく必要があると思います。経費がかかりますが、投票率向上に繋がるため進めるということであれば、やる意味はあると思います。
- 職務代理者 投票所の数が多いので、毎回スタンプを変えていくことになれば、経費点から考えますと、実施は難しいですね。
- 古野委員 私も選挙パスポートは慎重な議論が必要だと思います。投票済証の刷新は、23区でも実施しているところが多く、足立区の投票率を上げていくためのメッセージにもなると思うので進めるべきだと思います。初投票記念証書は、もらえる対象者が限定されますが、投票済証はより多くの方に渡すことができます。
- 親子連れ投票記念証については、投票済証もあるのでしおりのようなものではなく、シールなど子どもがもらって喜ぶものを渡せば良いのではないのでしょうか。
- 芦川委員 古野委員の意見に賛成です。子どもは何歳までを対象にすべきでしょうか。
- 事務局長 選挙権のない18歳未満の方を対象にすべきと考えています。実際に投票所に来ているのは、小学校高学年から中学生くらいまでの子どもが多い印象です。

芦川委員 親子連れの方には、投票済証とシールなどの記念品を渡してはいかがでしょうか。

職務代理者 今年度は初投票記念証書を刷新しましたが、もらった方の反応はいかがでしたか。

事務局長 デザインに有名キャラクターを採用していないため、初投票記念証書を得るために投票に来た方は多くはなかったのではないかと考えています。

職務代理者 初投票をするかどうかは本人の意思によるところが大きいと思います。初投票記念証書と投票済証の両方を作成する意味はないと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 私も初投票記念証書と投票済証は一つにする方が良いと思います。選挙パスポートについては、日付を変えられるスタンプにすれば経費は抑えられるのではないのでしょうか。

事務局長 実際に導入した場合は、スタンプを選挙の種類ごとに変える必要がでてくると思います。

委員長 日付を変えられるスタンプで、選挙の種類ごとにインクの色を変えるのはどうですか。

事務局長 御朱印帳を例にすると、お寺ごとに違います。日付と色だけの違いだと、スタンプを集めようと思わないのではないのでしょうか。実施している自治体が投票率向上が見込めず廃止を検討している状況では、導入は難しいのではないかと思います。

今回、いくつか提示させていただきましたが、すべての実施は難しいと思います。

委員長 今回の案はそれぞれ別の目的があり、どれを実施するかすぐに結論を出すことはできないと思います。経費面も重要ですが、経費がかかるから止めるというもおかしいので、慎重な議論が必要です。

職務代理者 投票済証と親子連れ投票の記念品の2つを進めてはいかがでしょうか。

事務局長 次回委員会で決められるのではと思われる部分について、議案を提出してもよろしいでしょうか。

委員長 よろしくお願ひします。他に質問はありますか。ないようですので、その他、何かございますか。

事務局長 『エラビ⇒シールの作成について』説明。

委員長 このことについて、質問はありますか。

職務代理者 作成経費はどの程度ですか。

管理係長 1枚10円で3千枚作成する予定のため、3万円程になります。前回の定例会でお示した大きなシールについては1枚20円で2千枚作成する予定のため、4万円程です。合計7万円かかる予定です。

古野委員 シールの文字部分で「エラビ⇒」と「エラビ⇒」が混在していますが、どちらが正しい表記ですか。

管理係長 「エラビ⇒」が正しいので修正いたします。

委員長 他に、何かございますか。
ないようでしたら、本日の選挙管理委員会定例会を以上で終了といたします。

終了時刻 午前11時40分